

国都景歴第35号
令和2年1月23日

奈良県知事 荒井 正吾 殿

国土交通大臣

赤羽 一嘉



明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針について（通知）

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和55年法律第60号）第4条第1項の規定に基づき、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針（平成22年5月28日付け国都景歴第5号）を改定し、別添のとおり定めたので、通知します。

明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する基本方針

1 明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画作成の意義

奈良県高市郡明日香村（以下「明日香村」という。）は、6世紀末から7世紀末にかけて政治の中核が置かれ、我が国の律令国家としての体制がはじめて形成された地である。宮跡や寺院跡、古墳といった数多くの遺跡が全域にわたって存在し、これらが古代国家の形成過程を示している。これらの遺跡に加え、出土する遺物や壁画などから、当時、我が国と中国大陆及び朝鮮半島など東アジア諸国との間で深い交流があったことを示している点や、現在にまで継承されている祭礼行事や民俗芸能の底流に、信仰や祭祀など飛鳥時代に形作られた文化を感じ取ることができる点でも重要な地域である。

同村では、これらの歴史的文化的遺産と、飛鳥川などかつて万葉集で詠われた風景を偲ばせる自然的環境、棚田や集落等の農村環境、歴史的な町並み、地域で継承されてきた祭礼・行事等が一体となって、特色ある歴史的風土を形成している。

このように国民共有の財産である貴重な歴史的風土を良好な状態で保存し、後世に伝えることは、国家的見地から見て極めて重要な意義を有するが、この極めて貴重な歴史的風土は、農林業等の地域の産業をはじめとする明日香村民の日常的な生活の中で保存され育まれてきたものであり、将来にわたって良好に保存していくためには、住民生活の安定及び産業の振興との調和が不可欠である。このため、昭和55年度以降、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境等の整備に関する特別措置法（以下「法」という。）第4条第2項に規定する明日香村における生活環境及び産業基盤の整備等に関する計画（以下「整備計画」という。）に基づき、各種施設の整備等が計画的に進められてきたところである。

これらの取組により、自然的環境や農村環境、歴史的な町並み等が良好に保存されるとともに、インフラ整備等による生活の安定と利便の向上、歴史的風土の創造的活用による住民の意識の醸成や地域産業振興が図られてきたが、人口減少や少子高齢化、農林業をはじめとする地域産業の伸び悩み、村の財政基盤の脆弱等の課題が深刻化する中で、多様な主体が相互に連携しながら新たな取組を積極的に導入・推進することで、我が国が世界に誇るべき歴史的風土を保存するのみならず、さらに大きく花開かせ、次世代へと引き継いでいくため、令和2年度以降も歴史的風土の保存と調和のとれた総合的計画として、整備計画を作成する必要がある。

2 整備計画の期間

整備計画の期間は、原則として、令和2年度から令和11年度までの10年間とする。ただし、事業によっては、この期間を超えることができるものとする。

3 整備計画の基本的方向

（1）整備計画作成に当たっての基本理念

整備計画は、過年度までの取組の進捗状況や明日香村を取り巻く社会情勢の変化を踏まえるほか、令和の時代における社会のイノベーションの進展等を見据えて、明日香村の将来像の具

現化を図るための取組を位置づける必要がある。その際、国・県・村のほか、民間事業者や関係団体の果たすべき役割を再整理した上で、行政も含めた連携・協働を推進すべきである。

なお、整備計画の作成に当たっては次の各点を基本理念として念頭に置くとともに、立ち遅れた公共施設の整備水準の向上を最優先する段階から、地域の実情に応じた望ましい発展を目指す段階にあることに鑑み、明日香村の主体性を活かし、明日香村の自立性を高めていくことが必要である。

① 歴史的風土の再評価と国内外への訴求力向上

明日香村の歴史的風土は、長い歴史の中で重層的に育まれてきた多様な歴史的資産からなり、これらが一度に揃う地域は非常に希有な存在であることを再評価した上で、国内外への訴求力を高めるため、個別の歴史的資産を有機的に連携させ、明日香の特色を活かした保存・活用施策を展開する。その際、明日香村は、飛鳥時代の政治・文化の中心地として、東アジアをはじめとした世界との交流を通じて新たな知識や技術を積極的に取り入れることで、律令国家体制の基礎が築かれるとともに多様な文化が発展した地であり、村全域に分布する歴史的文化的遺産や現在にまで継承されてきた祭礼行事などを通じて、そのことが感じ取れるような施策を展開すべきである。

② 農村環境の動的保存と祭礼行事の活性化

明日香村の歴史的風土の重要な構成要素である農村環境や農林業と密接に関係する地域の祭礼行事は、村民が自然と共生しながら生活する中で現在まで継承され、今日的には観光振興や村民の誇りの醸成にも資することに鑑み、農林業等を通じた農村環境の動的な保存や、地域の祭礼行事の継承・活発化に向けた施策を展開する。

③ 農業・観光業の振興による雇用拡大等を通じた定住環境整備

明日香村の歴史的風土を持続可能な形で未来への継承を図るため、定住・移住しやすい環境整備を通じた「住んでよし」「働いてよし」「訪れてよし」の地域づくりに向けて、明日香村の現状に対応した生活インフラの整備や住まいの確保に加え、農業・観光業において目指すべき方向性を十分に検討した上で、基幹産業化・成長産業化による雇用拡大や地域経済活性化に向けた施策を展開する。

④ 先端技術の活用を通じた新たな価値の創出

明日香村は、世界との交流の中で新たな知識や技術を取り入れ、我が国の律令国家体制の基礎を築き、多様な文化が発展した歴史を有することに鑑み、現代においても、先端技術や多様な人々との交流の中で創造される新たな文化を積極的かつ柔軟に取り入れることにより、歴史的風土の新たなページを積み重ねていくための施策を展開する。

(2) 整備等の方向

整備計画において、上記の基本理念を具現化するため、以下の観点から各種施策を位置付け、推進を図る。

① 明日香の歴史を体感できる歴史展示の推進

明日香村の歴史的風土は、古墳や遺跡といった古代の貴重な歴史的文化的遺産を中心として、飛鳥時代以降、連綿と培われてきた自然的環境や農村環境、歴史的町並み、祭礼行事等が重層的に積み重なって成り立っていることを改めて再評価するとともに、「明日香まるご

と博物館構想」と一体となって保存・活用施策を促進する。また、多様な来訪者の誰もが明日香村の歴史的風土の価値やその全体像を理解できるよう、現地での説明を担う人材の育成を図るとともに、関係機関が連携して、既存施設も含めた展示施設のあり方やAR・VR技術やビッグデータ等の先端技術を活用した展示手法について、文化財の防災対策にも留意しながら検討することが必要である。

② 営農環境の基盤整備及び自然的環境の保全

明日香村の自然的環境や農村環境は、今日的には明日香らしさや歴史的風土を象徴する重要な要素であるため、農地や里山等としての利用を通じた「動的な保存」や民間との連携も視野に入れながら、その管理や利活用の具体的な方針を示し、具体的な施策の推進を図る。また、農業に関してもあり方を十分に検討し、担い手の確保を図りつつ、6次産業化や先端技術の活用の一層の推進を通じた稼げる農業を促進する。

③ 地域の祭礼行事・伝承芸能の継承・発展

村内の祭礼行事等の価値を改めて評価した上で、保存活用を促進するための具体的な計画を示すとともに、伝統的な祭事を活用した体験型観光の充実や、対外的な情報発信を促進するとともに、村内における文化芸術振興に向けた新たな取組についても新たな文化として育成を図る。

④ 明日香らしさが体感できる観光振興

国内外の観光客のニーズを把握した上で、土地利用のあり方も含めた観光に係る総合的かつ戦略的な計画を検討・立案し、明日香村の歴史的資産を活かした観光振興を推進する。また、滞在型・体験型観光の推進や、自動運転技術等の先端技術を活用した受入環境の整備、専門家や民間団体との連携による体制強化の促進を図ることが必要である。

⑤ 村民が定住できる生活環境基盤の整備

歴史的風土の保存と住民生活との調和を図るため、広域連携も視野に入れた道路、河川、下水道、都市公園、住宅、教育施設、厚生施設、消防施設等の整備のほか、地域防災の強化・地域コミュニティの醸成に寄与する拠点や自動運転等の導入も視野に入れた交通インフラの整備、公共インフラの長寿命化対策等、ハード・ソフト両面から少子高齢化等の今日的なニーズへ対応することが必要である。さらに、企業誘致による村内の雇用拡大や産業振興等の取組を通じて、農業・観光業の基幹産業化を図るとともに、既存ストックの活用等による住まいの確保の負担軽減の推進等により、村内への定住や二地域居住等を促進する。

⑥ その他

①から⑤までに掲げるもののほか、明日香村における生活環境及び産業基盤の整備その他歴史的風土の保存と調和が保たれる地域振興に関する事項で特に必要と認められるものについて、適切な整備計画を作成する。

(3) 諸計画との整合性等

- 整備計画の策定に当たっては、歴史的風土の保存と住民生活の安定向上のための対策との調和を図りつつ進めるため、明日香村歴史的風土保存計画、明日香村総合計画、明日香農業振興地域整備計画、明日香村歴史文化基本構想等の諸計画との整合性を保つよう配意する。

(4) その他の留意事項

- 整備計画の実施に当たっては、歴史的風土との調和に十分配慮するとともに、今後の社会経済情勢の推移や遺跡調査の進捗に応じて弾力的な運営を図る。
- 整備計画が円滑に達成されるよう、事業主体間の連携の確保に努めるとともに、関係機関との連携のもと、必要な基礎的データの収集・調査・アーカイブ化を進めるなど、村の現状や各種施策の実施状況を定期的に把握・検証・評価し、計画事業が効果的に実施されるよう配意する。